



**感 涙** 人間の喜怒哀楽で流す涙を、自然はこんな形で私たちに示している。いずれの涙もダイヤモンドのように美しい。透明な輝きのなかに、中身をしっかりと包み込み、見守っている自然の奥深さ、偉大さに感動する。6月の感涙は、60億キロのはるか彼方の500mの小天体に着陸して7年目に地球に帰還した小惑星探査機はやぶさの快挙。サッカー W 杯の若者の感動的な活躍で流した、涙の美しさも忘れ難い。「美しい日本」に生きていてよかったと、心から思える国にしなければならない！(長谷寺にて) フォト エッセー 藤本 俊一 (APA JPS)

- 国民年金保険料免除制度の申請はお早めに！
- 被扶養者(加入者「ご家族」)の方向け 特定健康診査のご案内
- 「医療費のお知らせ」について

**職場内で回覧しましょう**

# 国民年金保険料免除制度の申請はお早めに！

## 平成22年度の免除申請は7月から受付が始まります

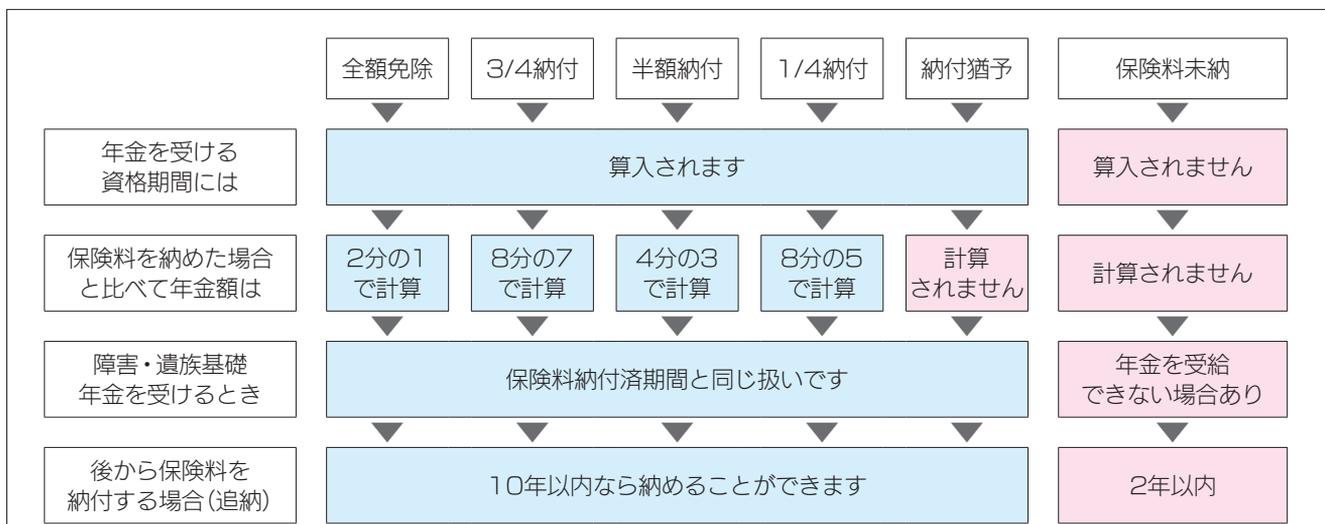
国民年金には、経済的な理由等で保険料（平成22年度の保険料月額：15,100円）を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される制度があります。【前年所得の審査があります】

保険料免除申請は、保険料の全額が免除される「**全額免除**」、保険料の一部を納め、残りの保険料が免除される「**一部納付（3/4納付、半額納付、1/4納付）**」があります。

また、30歳未満の方には、「**納付猶予（若年者納付猶予制度）**」が、学生の方には「**学生納付特例制度**」があります。

前年度に全額免除・納付猶予が承認され、継続申請の申し出をされている方は、引き続き全額免除・納付猶予に該当するか、審査を行いますので申請は不要です。ただし、所得の申告をされていない方は、審査ができませんので、所得申告は忘れず行ってください。

### 申請して承認されるとその期間は…



※【3/4納付】【半額納付】【1/4納付】の承認を受けた場合、その一部の保険料を納付されないと、その承認期間は保険料未納期間となりますので、ご注意ください。

※追納する場合の保険料額は、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して**3年度目**以降に追納すると、承認を受けた期間の保険料額に経過期間に応じた**加算額が上乘せ**されます。

（追納にはお申し込み後送付させていただく納付書が必要です）

承認期間は… 7月から翌年の6月まで

審査結果(承認・却下)は… 後日郵送でお知らせします

全額免除・納付猶予の承認を受けられた方が、翌年度以降も引き続き全額免除・納付猶予の申請を希望される場合は、翌年度からは申請書の提出が不要となります。ただし、失業または震災等による損害を受けたことを理由とした全額免除・納付猶予または一部納付の場合は、毎年の申請が必要となります。

申請先… お住まいの市区町村の国民年金窓口まで（年金手帳・印鑑等をご持参ください）

手続き等については年金事務所へお問い合わせください

## 被扶養者(加入者「ご家族」)の方向け

## 特定健康診査のご案内

## ～事業主様へ～

3月下旬頃、事業主様へ「特定健康診査のご案内パンフレット」と「受診券」をお送りしております。加入者ご本人の方（お勤めされている方）を通じてご家族の方への特定健康診査のご案内にご協力をお願いします。

- この健診の対象者は、協会けんぽの 加入者「ご家族」の方です。
- この健診を受診するには、「受診券」が必要です。
- 年度中(4月～翌年3月)一度の受診に限り、協会けんぽから一部費用補助があります。

## ●健診の種類・検査項目・費用(受診者負担額)・対象者【平成22年度】

種類	検査項目	受診者負担額	対象者
基本的な健診	診察等、問診、身体測定、 血圧測定、血中脂質検査、 肝機能検査、血糖検査、 尿検査	<b>2,223円</b> (費用総額 約7,700円)	<b>40歳以上75歳未満の 加入者「ご家族」の方</b>  昭和10年4月2日～ 昭和46年3月31日生まれの方
詳細な健診	心電図検査、眼底検査、 貧血検査	<b>128円</b> (費用総額 約3,600円)	(昭和10年4月2日～昭和11年3月 31日生まれの方は、75歳の誕生日の 前日まで受診できます)

- 「詳細な健診」は、昨年の健診の結果に基づいて医師の判断により実施されるものです。すべての方が受診できる健診ではありませんのでご注意ください。
- 一部の健診機関では、上記の受診者負担額以下の金額で受診できる場合があります。詳細は協会けんぽホームページをご覧ください。または、健診機関へ直接お問い合わせください。
- 加入者「ご家族」の方につきましては、この特定健康診査に加えて、各市町村が実施するがん検診の受診もおすすめします。

## ●受診方法について

事業主様

▶ ご家族の方

受診券をお配りください

健診の対象となる方の受診券（ハガキサイズ）を3月下旬頃、事業主様へお送りしておりますので、加入者ご本人の方（お勤めされている方）を通じてご家族の方へ受診券をお配りください。

受診券がない場合は、「受診券申請書」を協会けんぽへご提出ください。後日受診券をお送りします。（受診券申請書は協会けんぽホームページからダウンロードできます）

ご家族の方

健診機関にご予約のうえ、健診をご受診ください

受診券がお手元に届きましたら、健診機関にご予約のうえ「健康保険証」と「受診券」を持参して受診してください。

健診実施機関については、協会けんぽホームページにてご確認ください。または、かかりつけの医院や最寄りの健診機関へ直接お問い合わせください。（大阪府内約4,700カ所の医療機関で受診することができます）



**全国健康保険協会大阪支部 保健グループ**  
(協会けんぽ)

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル11階 ☎06-6201-7077

協会けんぽ

検索

# 「医療費のお知らせ」 について

協会けんぽでは、おおむね8月と2月の年2回、加入者の皆様へ診療を受けた医療機関や医療費についてお知らせする「医療費のお知らせ」をお送りしてまいりました。

しかしながら、協会けんぽは、現在厳しい財政状況にあることから、年2回お送りしていた「医療費のお知らせ」については、今年度以降は年1回2月頃にお送りすることといたしました。

これにより、平成22年8月は「医療費のお知らせ」をお送りせず、次回お送りするのは平成23年2月頃となります。

「医療費のお知らせ」は引き続き、事業主様を経由してお送りすることとしております。事業主様には大変お手数をおかけしますが、ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

## ●平成23年2月頃お送りする「医療費のお知らせ」について

平成21年10月から平成22年9月までの間（医療機関等の請求遅れ等を除き）に受診された診療報酬明細書等（レセプト、柔道整復施術療養費）の内容が記載されます。

## 【インターネットを通じての医療費の情報提供サービスをご利用ください】

協会けんぽのホームページ（<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>）から事前に申し込みいただきユーザーIDとパスワードを取得していただくことで、取得した月以降の毎月の医療費や窓口で支払った額などの情報をご確認いただくことができます。ぜひご利用ください。

## 全国健康保険協会 大阪支部

〒541-8549 大阪府中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル11階  
☎06-6201-7076(レセプト部) ☎06-6201-7070(代表)  
受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで